平成２１年（フ）第９６５０号
最後の住所　大阪府高槻市唐崎中１丁目10番７号
破産者　被相続人亡西マリ子相続財産
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２２０号
徳島県板野郡北島町中村字寺裏９番地16
破産者　株式会社マルサン
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５７５号
青森市問屋町１丁目６番11号
破産者　青森文具株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
青森市新町１丁目８番６号
破産者　株式会社岡田書店
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０１４４号
東京都八王子市打越町333番２号　ＴＫ北野ビル内
破産者　株式会社青木不動産建物サービス
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０１４５号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目22―１
破産者　青木　荘治
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２号
東京都八王子市散田町５丁目４番18号コーポたかのは201号
破産者　國見　正博
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２４１５号
横浜市中区北仲通り１丁目６番地
破産者　保土ヶ谷工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第５１４号
高知市若松町11番24号
破産者　香長建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４号
高知市玉水町77番地１
破産者　平成工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５６号
秋田県鹿角市花輪字四ツ谷42番地２
破産者　倍賞　藤雄
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９１号
広島県福山市明王台３丁目６番11号、旧住所大阪府松原市天美東７丁目14番５―604号
破産者　瀬見　　淳
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５９号
広島県福山市多治米町５丁目17番１号、旧住所広島県福山市郷分町1026番地１
破産者　和田　光洋
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９号
三重県伊賀市上野田端町1136、住民票上の住所三重県伊賀市上野田端町1133番地
破産者　嵜山　信二
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成１９年（フ）第２８９７号
大阪府寝屋川市下木田町４番22号、開始決定時の住所大阪府門真市大池町17番７号
破産者　森井　　忠
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８６６９号
大阪府堺市北区新堀町２丁81―15、開始決定時の住所大阪市西区江之子島１丁目１番９―722号
破産者　上原　良英
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７９２号
大阪府摂津市千里丘東４丁目21番23号
破産者　岩村　佳弓
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９７２号
大阪府守口市桃町４番10―101号、前住所大阪府寝屋川市清水町12番６号
破産者　ゴルフキッズ摂津鳥飼中店こと　坂本　淳
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部